

自己資本の構成に関する開示事項（2017年6月末自己資本比率）

【連結】

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	2017年6月末		2017年3月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	792,075		775,050	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	577,099		566,050	
1c	うち、自己株式の額（△）	52,227		52,219	
26	うち、社外流出予定額（△）	—		5,983	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	462		423	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	102,324	25,581	95,274	23,818
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	894,862		870,748	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6,189	1,547	6,081	1,520
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	6,189	1,547	6,081	1,520
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 421	△ 105	△ 516	△ 129
12	適格引当金不足額	30,415	7,603	29,671	7,417
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	38	9	39	9
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
15	退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	30	7	28	7
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	3,095	773	3,657	914
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—	—	—
27	その他 Tier1 資本不足額	3,449		3,287	
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	42,798		42,248	
普通株式等 Tier1 資本					
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	852,064		828,499	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		—
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—		—
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—		—	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—	
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	361		431	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	361		431	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	361		431	
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,811		3,718	
	うち、適格引当金不足額	3,801		3,708	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	9		9	
42	Tier2 資本不足額	—		—	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	3,811		3,718	
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	—		—	
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	852,064		828,499	

Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000		50,000	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—		—	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—		—	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	245		348	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	245		348	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	—		—	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	17,249		16,098	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	17,249		16,098	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	67,495		66,447	
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	977	244	1,181	295
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,803		3,711	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	1		2	
	うち、適格引当金不足額	3,801		3,708	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	4,781		4,893	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	62,713		61,553	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	914,778		890,053	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	3,763		3,949	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。）に係る額	2,227		2,188	
	うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る額	24		22	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	1,512		1,738	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	6,724,711		6,547,655	

連結自己資本比率					
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.67		12.65	
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.67		12.65	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.60		13.59	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	87,512		85,043	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	9,496		8,779	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	245		348	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	684		704	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	34,564		33,763	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	15,000		15,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より 2012 年 6 月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	2017年6月末		2017年3月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	741,802		723,303	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	526,826		514,303	
1c	うち、自己株式の額 (△)	52,227		52,219	
26	うち、社外流出予定額 (△)	—		5,983	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	462		423	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	96,916	24,229	91,656	22,914
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	839,181		815,383	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6,094	1,523	5,978	1,494
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	6,094	1,523	5,978	1,494
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 421	△ 105	△ 516	△ 129
12	適格引当金不足額	40,558	10,139	39,906	9,976
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	38	9	39	9
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
15	前払年金費用の額	380	95	414	103
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	30	7	28	7
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	1,897	474	3,540	885
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—

27	その他 Tier1 資本不足額	4,717		4,566	
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	53,296		53,957	
普通株式等 Tier1 資本					
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	785,884		761,426	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	361		431	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	361		431	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	361		431	
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	5,079		4,998	
	うち、適格引当金不足額	5,069		4,988	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	9		9	
42	Tier2 資本不足額	-	-	-	-
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	5,079		4,998	
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)	-		-	
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)	785,884		761,426	
Tier2 資本に係る基礎項目					
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000		50,000
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-	-	-
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	6		6	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	6		6	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	16,061		15,171	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	16,061		15,171	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	66,068		65,177	

Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	685	171	1,273	318
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	5,071		4,990	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	1		2	
	うち、適格引当金不足額	5,069		4,988	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	5,756		6,263	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	60,311		58,914	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	846,196		820,340	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	3,190		3,871	
	うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)に係る額	2,192		2,150	
	うち、前払年金費用に係る額	131		143	
	うち、自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)に係る額	24		22	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	842		1,555	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	6,490,114		6,292,968	
自己資本比率					
61	普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.10		12.09	
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.10		12.09	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.03		13.03	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	80,505		78,098	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,626		3,409	
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	6		6	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	258		236	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	34,248		33,476	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	15,000		15,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より 2012 年 6 月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。